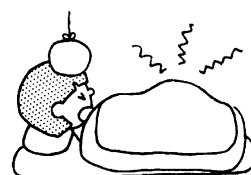


ほけんだより

1 「欠席届け」について

学校を休ませるときは、8時15分までには 連絡をお願いします。
（「欠席届」 電話 など）



2 学校伝染病と出席停止について

次の病気にかかった場合は学校保健法により出席停止となります。速やかに、学級担任までご連絡ください。

	病 名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	出席停止期間については、第2種の伝染病にかかった者については、次の期間。 ただし、病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。	
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、マイコプラズマ肺炎、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	伝染のおそれがないと認めるまで

3 登校する際に必要な学校提出様式

※登校する際には、病院の診断書又は学校の治癒証明書のいずれかの提出が必要です。

① インフルエンザ罹患した時の提出用紙 ：「登校許可願い」

病院からの診断書でもかまいません。

（医師が記入する証明書文書は、文書料が発生します。
ご了承ください。）

郡山市立塩花小学校
校長 平良雅司 殿

（保存版）インフルエンザ罹患時にお使い下さい！

登校許可願い

年 組（男・女） 番 児童名

1 病院受診について

☐ 月 日に下記の病院でインフルエンザ（型）と診断されました。

☐ 病院名 （ ）

☐ 服用した薬名（ ）

2 出席停止期間中の体温測定

自宅療養

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/
（曜日）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
朝（時）	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夕（時）	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※足りない場合は、裏面にお書き下さい。

3 発症した後5日を経過していますか？ は い ・ いいえ

4 解熱した後2日以上経過していますか？ は い ・ いいえ

5 からだのだるさはどうですか（元気がありますか？） は い ・ いいえ

6 咳はしていませんか？ していない ・ している

上記の通り、体調が回復しましたので登校させます。

平成 年 月 日

保護者名 印

② インフルエンザ以外の感染症罹患・提出用紙 ：「治癒証明書」

学校より配布している「登校許可証明書」は、

文書料が発生するときもありますので、

直接医療機関へご確認ください。

「治癒証明書」(インフルエンザ以外)

治 癒 証 明 書

塩 花 小 学 校

年 組 番 氏名

住所

病 名

上記の疾患は、病気が治癒しており
他への伝染もなく、登校してよい事を証明します。

平成 年 月 日

病 院 名

医 師 名 印

医師の診断書・医師の処方箋を添付してください

4 学校給食における食物アレルギー調査について

(小禄学校給食センターより)

全校児童を対象に給食を実施しておりますが、特定の食品でアレルギー症状を起こす児童の状況等について事前に把握したいと考えています。

つきましては、「学校給食における食物アレルギー調査について」に必要事項をご記入の上、入学式当日までに、ご提出ください。(毎年全児童に提出していただく調査です)

☆垣花小学校の給食は、小禄学校給食センターで作っています。

小禄学校給食センターでは、卵のみ除去・代替食を12名まで対応が可能です。

☆今後、小禄学校給食センターでの卵除去・代替食対応を希望される場合は、改めて**申請書**および**学校生活管理指導表（アレルギー用）**を提出していただき、面談を経て対応の可否について慎重な検討を行います。

【学校給食における食物アレルギー対応の基準】

- ① 医師の診断により、学校給食で食物アレルギーの配慮や管理が必要であると指示されていること。
(保護者の希望に添って除去等食物アレルギーの対応を行うものではありません。)
- ② 家庭において、原因食物を除いた食事を摂取するなどの対応を行っていること。
(学校給食では家庭で行っている対応以上の対応は行いません。)
- ③ アレルゲンが除去困難または代替食となる食物が入手困難な場合は、完全弁当または、一部弁当で対応すること。